

令和2年3月分（11件）

【お茶の間博物館 396号】

内容	だん暖たてやま 2020.3/1号 今 届きました P12 3段 本文 17行「1階」と 18行「2階」が 逆ですね 【R2.3.2 受理】
回答	担当課に確認したところ、ご指摘のとおり「1階」と「2階」が逆とのことでした。 正しくは、「2階にスタジオと調整室、1階に教材室」で、担当者が執筆する際に当時の参考資料を見誤ったものです。申し訳ありません。 今後も誤りの無いように努めてまいります、何かありましたらぜひご教示いただけるとありがたいです。 【R2.3.10 回答】

【休校措置について】

内容	今回の休校については残念でなりません。 残り少ない卒業まで、まだ楽しみに準備していた行事もあり、それが一気に無駄になったこととても悔しいです。 まして、延期になった卒業式まで保護者の参加なしというのは全く受け入れられません。 国や県の要請であって、館山市としての対応もとても大変なのだろうとは想像できます。 が、親としては黙ってはいられません。 卒業式に対し、柔軟な対応をお願いします。 国や県の今回の休校要請、全く子供や親の気持ちを無視したものだとし、怒りを感じています。 感染症拡大防止の為であることをできる限りは理解しようと努めておりますが、卒業式に関しては保護者参加が認められるまで、諦めるつもりはありません!! 【R2.3.2 受理】
回答	卒業式の開催方法については、政府からの「全国一斉の小中学校等の臨時休業」についての要請を受ける前から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者を縮小した開催方法について検討をし、卒業生とその保護者及び教職員での開催を考えていたところでした。 しかしながら、政府からの要請を受け、小中学校については3月3日から臨時休校を行っている中、現時点では、感染拡大防止のため、卒業生及び教職員のみでの開催を考えているところでした。 館山市としても、保護者の皆様にも参加していただける可能性も踏まえ、開催日を延期したところですが、今後の状況により、開催方法等も変更になることが考えられます。 今は、事態の好転を願い、保護者の皆様に参加できるよう推移することを期待しているところでした。 【R2.3.4 回答】

【被災した家屋等の解体・撤去制度について】

内容	台風15号にて私が住んでいる家屋が被災しましたが、私が代表を務める法人名義で所有しているため、被災した家屋の解体・撤去制度には該当しないと担当部署より言われ
----	--

	ました。いただいた資料の「判定フロー図」の1～3の要件をすべて満たしているのに、法人所有だから対象外だと言われました。そのような記載はどこにもありません。この制度は、館山市に住民登録がある個人に限ると言われましたが、法人とはいえ、市内同所に本店所在地があり、個人としても法人としても館山市に税金を毎年納めております。市内に本店や支店があるかないか等、一切考慮する気はないのですか？法人とはいえ台風の被害を受けたのは同じで、会社の規模によっては苦しいのですよ？現状のままでは周囲に迷惑がかかるため、建物を解体する必要がありますが、なぜ、今回の制度では個人か法人かだけの基準で線引きをするのですか？解体費用の捻出が厳しいのは同じですよ。 市内に住宅を再建して生活する気力もなくなります。 もっと館山市内で頑張っている既存の中小零細企業を応援する気はないのですか？ 【R2. 3. 2 受理】
回答	被災された家屋の解体撤去についての制度の立案段階において、対象とする家屋の範囲についての検討を行った際に、対象とする家屋は被災の時点で所有者の居住用に使用されていた家屋を基本とすること、また、人の居住用に使用される家屋であっても、貸家住宅など営利的な要素のある家屋は対象から除くことと決定しました。 この制度に関する要綱では、被災した家屋の所有者やその家族が被災の時点でその家屋に居住していたことを要件としており、このため、居住という概念のない法人は対象外となります。提出書類として、法人にはない住民票を必要としているのもこのためです。 会社名義の家屋に居住する場合、たとえ経営者とはいえ、会社とは別個の人格である以上、会社との間で貸し借り等何らかの権利設定行為を行うことが必要になると判断しており、館山市といたしましては、会社が所有している住宅は、貸家住宅に当たるものと考えています。 これは、法人名義に限らず、個人所有であっても自己の居住用でなく賃貸用の資産についてはこの制度の対象とならないのと同様のことを考えておりますので、ご理解いただければと存じます。 また中小企業の支援策についてですが、令和元年台風第15号・19号及び10月25日の大雨により被災した中小企業の支援策として、「セーフティネット保証4号」があり、台風等の影響により売上高が減少した中小企業が、円滑に低利の融資を受けられるよう迅速な認定作業に努めてきました。 その他にも、さまざまな支援策の情報提供をしておりますが、2月から募集が始まった「千葉県中小企業復旧支援補助金」などで、中小企業者を支援しているところです。 千葉県中小企業復旧支援補助金は、台風等により被害を受けた中小企業者が新たな経営及び復旧計画を作成し、その計画に沿って事業の再建に取り組む経費の一部を補助する事業です。 補助対象となる経費としては、施設費（建物、建物附属設備の修繕又は建替に係る経費）などがあります。 詳しくは、千葉県商工労働部経済政策課 中小企業復旧支援補助金窓口 (Tel)0470-223-3725) までお問合せ下さい。 (URL) https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/hukkyuhojokin.html 【R2. 3. 9 回答】

【ゴールデンウィークの宿泊】

内容	GWに毎年楽しみに行ってるリゾートホテルにコロナ対策について確認したのですが、チェックイン時の体温チェック等一切してないとのことでびっくりしています。他の観
----	--

	光地は保健所指示の下、既に宿泊客に協力もらってる所も多く、千葉館山市はなぜ行わないのですか？ 【R2. 3. 12 受理】
回答	現段階では、各施設において消毒薬の設置や、ビュッフェ方式の食事の取りやめなど、感染対策の取組に注意を払っているところですが、ご指摘を受け、観光協会と連携し、新型コロナウイルス感染症への取り組みについて、さらに、万全を期すよう、協議を始めました。早急に具体的な対策を講じたいと考えております。 このような時期にこそ、ご指摘をいただいた点も含め、しっかりと対応を重ねることが、観光都市館山のこれからの信頼を得るために、必要であると、再認識したところであります。 観光協会との協議の結果について、後日ご連絡申し上げることをお約束し、改めまして、館山の観光に対するご指摘に対しまして、御礼申し上げます。 【R2. 3. 17 回答】

【ゴールデンウィークの宿泊 続き】

内容	先ずはこれからご検討を頂けるとのこと、是非よろしく申し上げます。 事前に体温を計ってもらうことを条件にされている所もあるそうですが、あくまで宿泊者の申告だけで徹底が難しいと伺っております。 先日宿泊先にコロナ対策の件で表現に失礼がない様に注意しながら確認連絡差し上げた際に対応されたスタッフの方がうんざりした様子で、「そこまで対応しておりませんので差し支えあるようでしたら宿泊はご辞退頂いてかまいません」と、非常に悲しい対応をされてしまいました。私以外にもこの様な思いをされるお客さん、そしてリスクを抱えて対応されているホテル従業員の方々の安全の為にどうかお互いが不幸にならない様なガイドラインを検討してあげてください。 ホテル任意の対応ですと逆に徹底したくても出来ない現実があると思います。 どうか、世界のピリピリした状況の中でも館山市だけはこれからも憩いのある場所であり続けて欲しいです・・・。 何卒ご検討の程よろしく申し上げます。 【R2. 3. 17 受理】
回答	館山市観光協会と入館時の体温測定等の健康管理について、協議の結果を報告させていただきます。 保健所等の指導のもと、宿泊施設が留意すべき事項について再度検討した結果、新たに作成した「お客様入館時における問診表」を活用するなど、感染リスクの高い人の発見に努め、各宿泊施設や飲食店に於いて適切な対応を行うこととし、昨日、館山市観光協会が各会員（宿泊施設・飲食店）宛てに周知したところです。 今回、統一的に体温測定を実施することにはなりませんでしたが、いただいたご指摘により、会員の意識を高め、それぞれの施設において感染予防の取組を進めてまいります。 館山市は、昨年秋の一連の台風・大雨による甚大な被害から復興の途中ですが、お見えいただく方々にくつろぎ、楽しんでいただけるよう取り組んでまいりました。 今後も、観光協会と連携し、新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底を図り、安心してご宿泊いただき、「都心から一番近い、癒し系リゾート」たてやまとして信頼が得られるよう努めてまいります。 【R2. 3. 23 回答】

【新型コロナウイルスによる休校について】

内容	3月上旬より、新型コロナウイルスの為、市内の学校が休校となっております。突然の休校で、特に小学校に通っている子供たちは、プリント数枚程度の課題のみ渡され、1か月近く家で勉強しないといけない状況となりました。市や学校は臨時休校の発表以来何をされているのですか？いろいろな対応、対策を考えればいろいろな事がやれると思います。例えば、集団での対応が危険であれば、毎日少人数ずつ（1クラス5名ずつとか）学校に入れ替わりで通ってもらい、勉強の進行状況を見てあげるとか、市や各学校単位で動画チャンネルを作成し授業の動画配信を行ってあげるとか、自宅訪問し、勉強の進み具合を見てあげるとか、少しでも子供たちの為にと市長はじめ、市の職員、学校の教職員が考え、動けばなんでもできると思います。約2週間経過し、まったく何をしているのかわからない、他県の市町村では、いろいろな取り組みを行っているところもあります。もう少し、館山市は頑張っているな、いろいろやってくれているなとわかるアクションを見せてください。学校が休校中、親子さん達も一生懸命工夫し、頑張っています。館山市も頑張っています。 【R2. 3. 17 受理】
回答	この度の臨時休業については、子供達、また、保護者、ご家族の皆様にもご負担をお掛けしています。 休業期間が長いことから、各校においては、ご家庭で学習ができるよう、プリントの配付に加え、文部科学省「子供の学び応援サイト」や千葉県「ちばっ子チャレンジ100」などの学習支援情報の紹介を行っています。 各校においては、各家庭と連絡をとる機会や通知表の配付時などに、休業期間中の子供たちの健康状態や学習状況の把握に努めていきたいと考えています。 現時点でも国内、県内において新たな感染者が報告されており、収束の見通しが立たない状況であり、ご負担をお掛けいたしますが、更なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。 【R2. 3. 18 回答】

【防災マップについて】

内容	平成24年館山市防災マップが作成され、各家庭に配布されると共に、ホームページにも掲載されました。その後、平成30年館山市津波避難計画第2章第3項「津波避難場所・津波避難ビル」が策定されました。 それによると、津波避難場所等名称の変更、追加、削除された箇所があり、それが同マップに反映されていません。 特に、避難先が削除された地区は、生命に直接、関わる事項であり、かつ、観光客に対しても周知するはずのマップが現状にマッチしていないでは問題だと思うのです。策定から2年が経ちましたが、地震や津波はマッタナシです。すみやかな同マップの更新が必要だと思われます。以上。 【R2. 3. 18 受理】
回答	館山市防災マップについては、現在更新作業を行っているところで、令和2年5月には、新しい防災マップを市内全戸に配付できる予定です。 主な更新事項として、千葉県が発表した津波浸水想定や平久里川洪水浸水想定、館山市地域防災計画、津波避難計画の取り込みなどがあり、この中にはご指摘の津波避難場所等の更新も含まれています。 なお、今回の更新作業では、各戸に配付する紙面版防災マップのほか、館山市ホームページから閲覧できるWEB版防災マップを作成していますので、双方をご利用いただ

	ければと思います。 以上、ご回答差し上げますが、ご不明な点がございましたら、社会安全課危機管理室（電話 0470-22-3442）へお問い合わせくださいますようお願いいたします。 【R2. 3. 24 回答】
--	--

【防災マップについて 続き】

内容	先の質問等の中で、小生の意図が上手く伝わらなかったようでありますので、何度もお手紙を差し上げますことお許しください。心配だからです。 市長が平成31年の施政方針の中で「現用のハザードマップは平成24年に作成されたものであり、これの見直し、改訂作業を行う。」旨の決意を表明され、今5月には完成予定であること、まずは、公約を果たそうとされているその実行力に敬意を表したいと思います。 さて、小生のこれまでの問題提起を整理しますと、 1 平成30年館山市津波避難計画の内、津波避難場所の名称の変更、追加並びに削除された箇所が平成24年防災マップに反映されていないという指摘をしたこと。 2 前項の削除された避難場所は「那古健人館周辺」のことであり、那古地区18町内会のうち、7町内会が避難先として指定している。しかし、削除に伴う代替避難場所が2年もの間、明示されなかったことは市民の安全を脅かす遺憾な行為であったとして追及される恐れがあること。 市長から令和2年3月25日付け「現在、更新作業を行っており5月には防災マップを市内全戸に配布予定。」との回答をいただき、内心ホットとしたのは事実です。 その際、小生の返信として、市民や観光客の安全を確保するため「現在、5月を目途に避難場所等の改正作業中である。」旨をホームページで知らせる必要があるのではないかと、提言致しました。当然、ご理解を示されるだろうと思い返信は不要と記しました。 しかし、小生の意図が伝わらなかったのか、必要ないと判断されたのか分かりませんが、結果的に取り上げになりませんでした。 いずれにせよ、新しいマップは5月完成の予定とはいえ、まだ、1か月以上も先のことであること、変更、追加並びに削除された箇所が多々生じていることは、市民の生命・財産の保護の観点から、もはや、行政の責務として告知せざるを得ないのではないかと思われます。 最後に、周りにはたくさんのブレイントラストがおられるのを差し置いて、小生ごときが何度も大きな口を叩きましたが、これも市や市民のためを思うからこそと思い、ご容赦願いたいと思います。 他意はありません。以上です。 【R2. 3. 30 受理】
回答	避難する場所としては、市が定めたものと各区町内会が定めたものがあります。防災マップには、両方を記載していますが、「平成30年館山市津波避難計画」には市が定めたもののみとしたため、誤解を与えてしまったものと考えております。 ついては、「平成30年館山市津波避難計画」に説明書きを加え、対処してまいります。 以上、ご回答差し上げますが、ご不明な点がございましたら、社会安全課危機管理室（電話 0470-22-3442）へお問い合わせくださいますようお願いいたします。 【R2. 4. 6 回答】

【台風被害で修理がまだできていない件】

内容	先日、館山市で修理業者先を紹介するような記事を見かけましたがHPでは市内の業者のみの掲載ですが市内の業者のみでは手が回らない為、修理が進まないのは明らかです。私の家を修理して頂いた業者は県外の瓦屋根を得意とする会社で丁寧な仕事をして頂きましたが新規受注が詐欺と間違われるので営業をしてない状況です。館山市で業者を審査し、紹介しないと次の台風に間に合わなくなる家も出てくると思います。高額にならないように紹介業者と市が契約し、紹介できるように早急にするべきと考えます。わざわざ瓦屋根屋さんが館山が大変で来てくれたが受け入れてもらえず帰った人も多くいるようです。大変ではありますがご検討をお願い致します。 【R2. 3. 19 受理】
回答	館山市では、昨年の台風15号等による被災後ただちに、ブルーシート張りなどの応急修理を行う業者を、県外業者も含めて市のホームページで紹介するなどの措置を図りました。しかし、業者の信頼性についての苦情が相次ぐなどの理由により、1か月ほどで掲載を取りやめました。その後は、修理業者が見つからずお困りの方に対しては、一般社団法人 全国木造建設事業協会 千葉県協会による市役所やコミュニティーセンターでの出張受付窓口の開設や、チラシによる紹介を行ってきたところです。 ご提案のありました、市が業者を審査し市が契約することにつきましては、対象事業者が、全国にわたり、個人事業主を含め膨大な数になるため、その一社一社を審査し、契約することは難しいと考えていますが、早期に修理が完了できるよう、市としても個別に対応していきたいと考えております。 【R2. 4. 6 回答】

【オンライン診療について】

内容	厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する為に、慢性疾患を有する定期受診患者への電話再診が認められ、すでに亀田クリニック HP では電話再診の案内があります。同省は3月19日付で、オンラインや電話での診療について、普段と違う薬の処方を特例的に認め、全国で1800の医療機関がビデオアプリ「クロン」を導入してオンライン診療をしているとの新聞報道もあります。 館山市でも糖尿病、高血圧の基礎疾患を持つ患者は多数います。市内医療機関ではオンライン診療がいつから出来るでしょうか？花粉症の時期なので、幅広い分野でのオンライン診療が出来るようにして下さい。 【R2. 3. 25 受理】
回答	慢性疾患をお持ちの方のオンライン診療についてですが、館山市内のオンライン診療について、安房健康福祉センターと安房医師会に確認したところ、市内で実施している医療機関はないとのことでした。オンライン診療については、各医療機関が実情に応じて、導入の可否を判断しています。 なお、電話による再診は各医療機関で実施していますので、定期的な受診については、かかりつけ医にご相談ください。 新型コロナウイルス感染症については、連日、国内、県内において新たな感染者が報告されて、収束の見通しが立たない状況であり、引き続き感染の予防に努めて参りますので、更なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。 【R2. 3. 26 回答】

【コロナウィルスに伴う対応について】

内容	日頃の関係各位の皆様のご努力に対し、敬意と感謝を申し上げます。 コロナウィルスで想像を絶する対応に日々追われていらっしゃる皆様にこうしてメールを出させていただく事を心苦しく思いますが、緊急に改善を要する事態ではないかと思いあえてメールをさせて頂きました。 要点は、以下の通りです。 コロナウィルスで不要不急の外出自粛要請が当面続くと思われる期間内、スーパーなどでの「セール」を自粛して頂くことをご検討して頂きたい。週末ともなれば、各スーパーは当たり前のように5倍ポイント、一割引などが行われます。 結果、その時期に合わせて特に高齢者が多く集まる。半ば、イベントです。 スーパーなどのライフラインとなる機関で感染が発生してしまった場合、それこそ回避出来たはずのパニックが起こることを考えるとせめて外出自粛要請期間は、毎日2倍ポイントか、単純にセールを行わないなど、安定的な人の流れが確保できるように一社だけでなく皆様同時に協力して行って頂きたい。 差し出がましいことを申し上げましたが、何卒、ご検討下さいますようお願い申し上げます。 【R2. 3. 30 受理】
回答	新型コロナウイルス感染症の流行により、重症化するリスクが高い高齢者、基礎疾患をお持ちの方、またその家族などのご心配をお察しします。 事業者等へは、早い段階から、新型コロナウイルス感染症防止対策の啓発チラシを館山商工会議所や館山市観光協会を通じて周知しています。スーパー等での「セール」の自粛など経済活動を制限することは難しいことですが、頂いたご意見を市内経済関係団体へ周知します。 また、今回のご意見について安房健康福祉センターと相談し、マスクの着用や消毒薬の設置等の感染予防に加え、密閉、密集、密接の3つを避ける感染拡大防止の周知も実施していきます。 連日、国内、県内において新たな感染者が報告されて、収束の見通しが立たない状況ではありますが、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患保有者などの感染予防強化に重点を置き、正しい知識の普及や適切な受診行動を促すための周知を行っていきます。 【R2. 4. 1 回答】